

マルタケホール利用料助成制度のご案内

マルタケホールでは、新潟県にゆかりのある方の音楽文化活動の支援として、ホール利用料の助成制度を設けております

対象となるジャンル	音楽
助成制度の内容	演奏会等開催のための、当日開場までの準備(リハーサル含む)にあたる時間のマルタケホール利用料を半額とします 但し、マルタケホール利用時間が5時間以上の場合に限る
対象となる活動	音楽文化活動を行っている、新潟県に関係する団体(法人格を有しない団体)、または個人のかたが行うもので、次の内容に該当し、広く一般の方々に向けて開催されるものを対象とします 1. 活動成果発表 新潟県在住、もしくは出身の演奏家が出演する演奏会 文化サークル活動や教室などの発表会 2. 芸術家や団体を招いて鑑賞する 新潟県在住、もしくは出身の方が主催するもので、音楽文化水準の向上をはかるための演奏会
対象としない活動	1. 特定の政党や宗教に関するもの 2. 営利を目的とするなど商業的色彩の濃いもの
受付	「マルタケホール利用申込書」提出時
審査	受付後、審査のうえ決定し、お知らせします
審査基準	開催の目的が明確であり、公演の対象者が一般的であることを基本とし、次の項目も加味して審査します 1. 芸術性: 芸術性が高く、音楽文化振興への貢献度が高い公演であること 2. 将来性: 時代を担うことが期待される演奏家の公演であること 3. 独創性: 単なる鑑賞会にとどまらず、創造性を含んだ活動であること
制度対象の数	月に1公演程度とします
助成制度の取消し	次のいずれかに該当するときは助成を取消し、正規の利用料を頂戴します 1. 開催の目的・内容が申請と著しく相違した場合 2. 開催にあたって、不正な行為があると認められた場合 3. 開催についてホールの指示した事項に従わない場合

➤ 詳細については、マルタケホール事務局(025-250-6128)へお問い合わせください

年 月 日

マルタケホール事務局 御中

申請者 住 所

団体名

代表者

印

マルタケホール利用料助成制度申請書

下記の活動についての助成を申請します

開催日	年 月 日 曜日
利用時間	午前・午後 時 00 分 ~ 午前・午後 時 00 分
開場時間	午前・午後 時 分 (注)開演時間ではありません
催事名称	
催事内容	
活動の 目的・概要	
参加人数	出演者 人 / 入場者(見込み) 人
入場・参加料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (円 ~ 円)
共催者・後援者	
担当者連絡先	氏名 連絡先

*ご注意 助成の対象となる利用時間は開場時間までの1時間単位です。

例) 入館 14:00 開場 18:30 開演 19:00 終演 20:30 退館 21:00 の場合
対象となる時間帯 = 14:00~18:00 の4時間